

文化スポーツ観光部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

文化スポーツ観光部の所管に属する平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、浦賀奉行所開設300周年事業打ち合わせに係る函館市役所への出張旅費（調達依頼分）の支出について、令和元年10月1日に用務が終了したにもかかわらず、同年10月24日に精算手続きが行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（企画課）

イ 次の旅費の支出において、市外出張に係る旅費額の算出誤りにより支給超過が生じていたため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

- ・浦賀奉行所開設300周年事業打ち合わせに係る函館市役所への出張旅費（委託対象外、後払い分）
- ・日本遺産サミットin高知出席に係る出張旅費

（企画課及び観光課）

ウ 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、文化行政専門委員報酬について、4月分及び5月分が令和元年7月12日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（文化振興課）

エ 非常勤特別職員の日額による報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・令和元年度第2回横須賀市スポーツ推進審議会出席委員報酬（令和元年11月8日開催分、同年12月19日支給）
- ・体育功労者選考委員会出席委員報酬（令和元年8月22日開催分、同年10月1日支給）

- ・ 商業振興補助事業審査委員会出席委員報酬（令和元年 6 月 27 日開催分、同年 8 月 2 日支給）

（スポーツ振興課及び商業振興課）

（別表）

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
西体育会館相談室 ほか空調設備改修 工事 (スポーツ振興課)	14,249,215円	令和元年 8 月 30 日	令和元年 8 月 30 日 ～ 令和元年 12 月 19 日
くりはま花の国プ ール屋上改修その 他工事 (スポーツ振興課)	96,996,729円	令和元年 9 月 13 日	令和元年 9 月 13 日 ～ 令和 2 年 2 月 12 日